

## 料金

### (1) 訪問介護事業

#### ○介護基本報酬

##### 身体介護中心型

20分未満	167単位
20分以上30分未満	250単位
30分以上1時間未満	396単位
1時間以上1時間30分未満	579単位
以降30分を増すごとに算定	84単位
生活援助加算※	67単位

※引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算、70分を限度)

##### 生活援助中心型

20分以上45分未満	183単位
45分以上	225単位

### (2) 加算

- 早朝・夜間加算 … 25%
- 深夜加算 … 50%
- 処遇改善加算 (Ⅱ) … 10%
- 特定処遇改善加算 (Ⅱ) … 4.2%
- 新型コロナウイルス感染症への対応… 0.1% (令和3年9月30日まで)

### (3) 自己負担額

- 10%~30%

○介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更します。

○上記の基本時間数は、サービスを実施するために、国で定められた標準的な目安となる時間数であって、実際にサービスに要した時間ではない場合があります。

○介護保険給付の支給限度額を超えるサービス利用は、全額契約者負担となります。

### (4) 利用料金のお支払方法

前記(1)の料金は、その月のサービス終了後、翌月利用者もしくはご家族指定の口座から引落としとなります。

(5) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情があり場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 30%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 50%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

(6) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、1ヶ月以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日又は27日(祝休日の場合は直後の平日)に、利用者が指定する口座より引き落とします。